

「副業・兼業」会社はどんな対応が必要になるの？

副業・兼業を制限する場合に 企業が留意すべき法的論点

令和4年12月14日

広島県・今治市雇用労働相談センター

弁護士 下西 祥平

(広島駅前法律事務所 代表)

HiELCC

HIROSHIMA + IMABARI Employment Labor Consultation Center

国家戦略特区 広島県・今治市雇用労働相談センター